

『「きめ方」の論理 —社会的決定
理論への招待』 佐伯 胖 著

B 6 版・310 頁・1800 円・東京大学出版会

昭和 55 年 4 月

菅原 晴之

洋の東西を問わず、時代を問わずとも、人々は合意に達するための社会的決定の方法を摸索してきた。この方法をめぐって様々な分野から様々な角度で議論され、分析されてきた。昨今において経済学もその仲間入りを果たしたものの、満足すべき帰結を得たとは云い難く、むしろ困難を越えるべき努力の必要が高まっている分野と云えよう。

近代経済学における分析アプローチが実証理論と規範理論に二分されるように、ホモ・ポリティクスを主体とする政治システムの分析にも両者を適用することができよう。政治理論における実証分析は専ら政治学者の領域であり（この方法による入門的な制度史的分析は利光三津夫他「満場一致と多数決」（日経新書）等を参照）、市場システムの成果に十分期待を寄せることができない経済学徒に興味があるのは、後者の方法であろう。

本書は既存の社会的ルールにおけるワーキングを評価するのではなく、価値判断のコンフリクトを回避する可能性をめざしながら形式的整合性に振り回されることなく、アローに始まる不可能性定理とそのバリエーションの克服に意欲的である。以下に本書の構成を列記してみよう。

序章 「どうしたらいいと思う？」

I 投票による決定

II 民主的決定法式は存在するか

- Ⅲ 個人の選好に対する社会的規制
- Ⅳ 個人の自由と社会の決定
- Ⅴ ゲーム理論と社会道徳
- Ⅳ 「公正な立場」からみた社会的決定の論理
- Ⅶ 平等な社会と個人の倫理性
- Ⅷ 多様性の中に調和を

なお巻末には文献リスト、事項索引および人名索引が完備しているので、サブタイトルの「社会的決定理論への招待」として専門外読者にも十分便宜をはかっている格好の入門書と云えよう。ただ、社会選択理論に関する専門的論文はその歴史の短さに比べてきわめて多く、テーマも多様であるが、著者は総花的解説書に陥るのを避けるために、個人の自由、倫理性および社会的道徳に関連する主張に力点をおく構成をとり、さらに心理学における成果を導入して新しい可能性への窓口を開いたと云える。

以下では各章の論点を紹介しながら若干のコメントを述べることにしたい。第1章では、社会選択の具体的な土俵において発生する矛盾と問題点とを、マスコミ等によって知られる卑近な例を採用しながら紹介している。現実にもしばしば観察されるように、固定的観念に適合する制度と結果が異なると新しい制度のワーキングだけにとらわれ、制度自体を比較することなく制度間の差を根回しのような抽象的・事後的説明に求めて事足りりとする安易な態度には疑念をいだくべきである。また、一時的にコンフリクトが発生したからといって、その原因となった制度が直ちに望ましくないという根拠にはならない。特に制度改革には従来の固定観念にとらわれた人々による強力な反発を招くことは歴史上にもしばしば登場する。むしろ問題はその制度的枠組を整合的に支えているものは何であり、何であるべきかである。それらは歴史的時間の進行とともに成長することもあれば、衰退することもあり、また比較的長い間不変のものもある。

では何が望ましい価値判断であると認定できる基準は、どこに求められるべきなのか。アローの不可能性定理が常識を覆す結果であるとするれば、そのような常識をもって「無関係な選択対象の評価からは独立でなければならない」と

いう条件を課することが妥当であろうか。無論、多くの論者がアローの意味での情報節約的な独立性の条件を疑問視したことは事実である。この条件は後でもしばしば陰に陽に批判的に議論している。

さて、著者は戦略的操作可能性に関する「ギバード＝サクスウェイトの定理」が社会的決定理論における三大定理の一つであるとしながら、定理の論証あるいはその意味・イメージに論及していない。戦略的操作が可能であれば、自らの選好表明が社会的決定に及ぼす影響を及ぼすかを知っている限り、彼の意図と行動の結果とが異なり、それが経済的不平等と結びつきかねない。なぜなら、戦略的操作が可能でない個人は、このディレンマに見舞われている社会的意志決定のシステムから個別的意志決定主体としての独立性を奪われるからである。

第2章から本題にはいる。まず初めに投票制度と厚生経済学との類似性に触れ、この両者を決定的に結びつけ、民主主義の特性が不整合であることを論証したアローの不可能性定理を紹介する。

従来の典型的な不可能性定理の証明方法は、概して他の条件群と整合的である限り、単一支持者が一般単独指独者（独裁者）に成長する2段階のプロセスであるのに対して、本書ではさらに対象のペアに関して選好パターンの片側および両側に関して決定権が保証される2つのステップに分けることによって4つの踏む手続きを通じていわゆる独裁者の存在を論証するのである。一見すると定義が多く複雑であるように思われても、望遠鏡の倍率を一度で変えるよりも、小きざみにスケールを変えるほうが全体像の把握が容易であるように、この新しい証明は当面のディレンマを人口に膾炙する役割を果たすであろう。ただ、定理自体が閉じた体系であるから、不可能性の原因がどこにあるのかは証明のプロセスからでは理解できない。アローの条件についても、条件のペア内では包含関係は成立せず一応独立を保っているようでも、条件のトリプル以上の内ではこのことは成立しない。すなわち、条件群の設定が二項的なプラグマティック的独立性・便宜性という特性を呈しているにすぎないから、特定の条件の改訂に終始するだけの議論を展開しても整合性の要請に振回される恐れがある。次章で、著者はアローの公理の一部を修正して可能性を導出する試み

を、特定のテーマに焦点を絞って紹介している。

多数決制の論証によれば広範性を認めると推移律に矛盾する。それではこの推移律には疑問の余地はないのか。この問題を正面から扱った典型がフィッシュバーンの逆説 [1970] である。91 頁の選好プロフィールによれば、第 1 個人の選好パターンは、 $x_1 < x_2 < \dots < x_{99} < x_{100} < x_0$ 、第 i 個人の選好は $x_i < x_{i+1} < \dots < x_{100} < x_0 < x_1 < \dots < x_{i-1}$ 、第 100 個人の選好は $x_{100} < x_1 < x_2 < \dots < x_{99}$ である。このとき、二項関係において 100 人中 99 人の意見が一致するから、それは社会全体の選択として認められる。社会全体の選好は $x_1 < x_2$ 、 $x_2 < x_3$ 、 \dots 、 $x_{99} < x_{100}$ 、 $x_{100} < x_0$ 、 $x_0 < x_1$ となり、推移性に矛盾する。確かに、 $x_0 < x_1$ とをブロック化して全体としての意志決定を行なえば、 $x_1 < x_0$ であり、無関係な対象を径由して推移性を適用すれば $x_0 < x_1$ となって矛盾が発生するから、独立性の条件とは切離せない。かような深刻な矛盾を発生させないためには推移性を捨象して、これより弱い条件に置換えて解決をはかることはできる。しかし推移性の否定は独立性の条件の否定と表裏一体の問題であるといえなくもないが、この両者は同値ではない。そこで次のような例を考えてみたい。選好プロフィールは前の例のままとする。 $v = \{x_1, x_2, \dots, x_{100}, x_0\}$ 、 $v_1 = \{x_1, x_2, \dots, x_{50}\}$ 、 $v_2 = \{x_{51}, \dots, x_{100}, x_0\}$ とおく。多数決制では推移性をみたまないから $C(v) \neq \emptyset$ 、 $C(v_1) = \{x_{50}\}$ 、 $C(v_2) = \{x_0\}$ 。したがって $C(C(v_1) \cup C(v_2)) = \{x_0, x_{50}\}$ となり、 $x_1 \notin C(C(v_1) \cup C(v_2))$ であるから推移性と矛盾しない。多数決制は独立性の条件と矛盾せずに推移性と矛盾する。

推移性は、セン [1970] の特性 α および β から導びかれる。他方、パス独立性の条件は特性 α および ε と同値である。社会的に重大な矛盾を回避するのに推移性のすべての属性を放棄するのが無理であれば、特性分解によって α をあきらめ、これに替わるものを導入すべきであろう。しかしそれでも矛盾が発生すれば独立性その他の条件の改訂に抜け道を求めるべきであろう。

ところで、著者は社会的選好順序の決定という厳密な取捨選択を断行することに対して疑念をいだく。なぜなら本書の随所に現われるように不可知な発展的要素を選択対象に導入する試みを積極的に取組んでいるからである。このよ

うな姿勢から、発展的民主主義理論において未熟な人間を成熟した人間へ成長させるのに必要な能力へのインパクトの重要性を示すミルの主張が連想される。換言すれば、望ましくない対象に順序をつけることをしないという安易な態度を逆用して未知の可能性を既得権益から差別しない姿勢に転じようとするのである。このように独立性からの開放を進めるにあたって、その対象を投票者集団に向けた試みが次章で解説される。

第4章では、自由主義のパラドックスをめぐる議論に焦点を絞っている。このパラドックスが論証されたのは1970年であり、この分野の中でも比較的歴史の浅いものである。それだけにこれは提起された問題自体の重要性および事態の深刻さを物語るとともに、その後多くの論争を呼び起こしながら決定的な解決法が見出されない事態に対して、セン自身が1976年に意外な方向からパラドックス解消法を呈示し、それが社会選択理論全体に貴重な教訓を残した。

自由のもつ意味は多様であり、定義の仕方がいかんでは広義にも狭義にも使われうる。残念ながら自由に関するイメージ、定義、経済学的意義等に関する著者の見解が示されていない。センの最小自由主義 L^* なる条件は、クランストンの歓喜語に分類される概念への傾斜が強く、またバーリンの消極的自由を反映しているのではないか。その意味で、条件 L^* は古典的な自由の概念である。積極的自由は条件 L^* には反映されず、この自由を基調とする個人主義は人々の能力・道徳等に信頼をおいてそこから社会の進歩・発展の活力を引出す。センが解決をめざした、倫理的に許されない選好をひかえるところに、この自由が役割を果たす余地は残されているのだろうか。

諸個人がある制約から自らを解放するために一つのシステムに服従することによって積極的な自由を実現しようとするれば、彼らはシステムに服従しながら自立することが保証されなければならない。その際に発生するジレンマから脱出するには、服従前の倫理基準であるパレート基準にこだわらず、服従前に戻るようなインセンティブを排除した新たな倫理性を考慮できる社会的決定理論の探究が必要になるであろう。

第5章では、人間行動の道徳性に接近するためのゲーム論を展開する。前半ではゼロ和ゲームの基本的特性、囚人のディレンマを展開し、後半では談合と

仲裁による紛争を解決する方向をめざしている。前半で興味深いのはブリット・キンメルの目標・期待説である。この仮説によれば、各個人は共存共栄的（長期的）目標の有無と他人の協力的態度の有無との組合せ次第で、囚人のディレンマに陥ったり、そこから逃れることができたりする。囚人のディレンマが発生するのは自らの目標と相手の自らに対する協力的態度に対する期待とが一致しないケースであり、相互に協力的なのは自らの目標と相手の予想が一致するケースである。このようなディレンマに陥る状況は必ずしもゲーム論的接近に限ったことではない。昨今注目されている公正な社会を実現する仮想的な契約の場においても、相互の態度と予想とが一致することは契約が成立するための必要条件であろう。それと同時にこの契約に服従しながら自らの共存共栄的目標と他人の協力的態度とを両立させつつ、個人主義的合理性を貫徹できるような平等な社会が保障されなければならない。さもないと契約を破棄するインセンティブが発生するのである。しかし、このようにゲーム論的に平等主義に接近すれば、必然的に消極的な「つっぱり合い」の分配に帰着せざるを得ないことが明快に述べられている。

第6章は前章とは対照的な接近を試みる。ここでは社会的公正の概念の学説史的説明を展開し、特にアダム・スミス、ロールズおよび功利主義の三つを取り上げている。

ロールズの第一原理である自由な平等は、第二原理に先立って人々が選択すべき対象であるのに、多くの解説書、論文等でも十分検討されていない。ここでも同様に、むしろそれを所与として第二原理の議論に関心の対象が集中している。自由な平等原理の選択プロセスにおいて見落としてはならないことは、第一に自由は所与ではなく、対峙対象の一部に組込まれていることである。第二に社会的決定が全員一致という解釈の余地の多いルールによって選ばれていることである。著者は第一点については今後な研究に期待を寄せているが、第二点の重要性を取り上げていない。この点は、第二原理の採択でも同様である。

次に、本書においてマキシミン原理と整合的なパレート最適性は様々な個人間格差を考慮せずに極端なケースを社会的にベストな選択を行なえるのかとい

う、多くの批判的文献と同様のことが指摘されている。通常のパレート最適性が評価する対象は、所与の制度下における個別選択のそれであり、他方ロールズが選択対象と認めうるのは「社会的基本財」という分配方式なる一種の制度である。個別選択は情報が開放されてから行なわれるのであるから、後者には触れない。この区別なしに最底辺最優先の原則とマキシミン原理の相異を理解できない。

ハーサーニのルール功利主義も特殊な不確実性下における制度選択の決定理論であり、行為功利主義と対立する。また、未知なるものを導入すると、ロールズの世界では鎖状連合に、ルール功利主義では確率に影響を及ぼすであろう。

第7章ではすべての批判がパレート基準に集中していると云っても過言ではない。批判の真の対象は、むしろこの基準を導くための条件の一つである独立性にある。しかし、より建設的な立場から検討すれば、独立性を否定することではなく、その乱用を慎む方向を歩むべきであろう。倫理的社会を構築するには、伝統的経済学が陥りがちな一元的な解決ではなく、未知なるものの導入と独立性とのトレード・オフを逐次的に克服しうる多元的な社会へと現実が移行するべきである。

このような理想的世界観を意識しながら、単なる過去の業績の縮図を描くにとどまらずに社会的決定理論の前途に一縷の光明を見出したいという姿勢が伺われる本書の役割は大きい。